

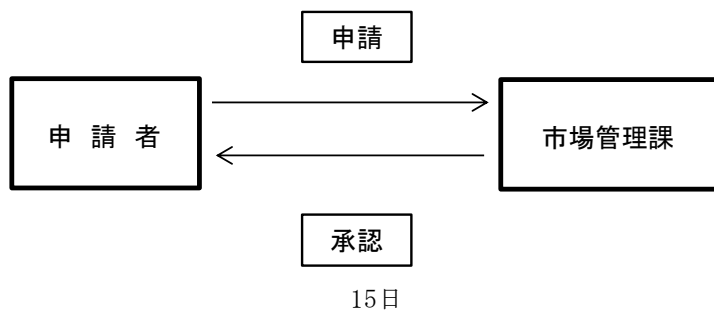
審査基準及び標準処理期間整理個表

番号 5

処 分 名	松山市中央卸売市場の売買参加者の承認	
処 分 の 概 要	松山市中央卸売市場の売買参加者として承認する。	
根 拠 法 令 名	松山市中央卸売市場業務条例(平成17年条例第22号)	
条 項	第29条第1項	
所 管 課	市場管理課	
経由機関での処理期間		なし
所管課での処理期間		15日
標 準 処 理 期 間	計	15日
判 断 基 準	松山市中央卸売市場業務条例第29条第3項の各号に該当しないものであること。	
【根拠法令等】	<p>松山市中央卸売市場業務条例 (売買参加者の承認)</p> <p>第29条 市場において卸売業者が行う卸売を受けようとする者(仲卸業者を除く。)は、市長の承認を受けなければならない。</p> <p>2 前項の承認を受けようとする者は、規則で定めるところにより、承認申請書を市長に提出しなければならない。</p> <p>3 市長は、第1項の承認の申請が次の各号のいずれかに該当する場合を除き、同項の承認をするものとする。</p> <p>(1) 申請者が破産者で復権を得ないものであるとき。</p> <p>(2) 申請者が卸売の相手方として必要な知識及び経験並びに資力信用を有しない者であるとき。</p> <p>(3) 申請者が当該申請に係る市場の卸売業者若しくは仲卸業者又は卸売業者若しくは仲卸業者の役員若しくは使用人であるとき。</p> <p>(4) 申請者が第31条又は第78条第3項の規定による承認の取消しを受け、その取消しの日から起算して1年を経過しない者であるとき。</p> <p>(5) 申請者が暴力団員等であるとき。</p> <p>(6) 申請者が暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。</p> <p>(7) 申請者がその業務について暴力団員等により支配を受けているものであると認められるとき。</p>	

※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。

手続の流れ



※根拠法令や審査基準の内容全てを記載することができない場合は、
それらが記載された文書等の縦覧をもって代えることができる。